

○与勝地域地下ダムに係る地下水保護管理条例
平成17年4月1日
条例第119号

(目的)

第1条 この条例は、地下ダムに係る地下水を適正に保護管理することにより、当該土地改良事業等を目的とする事業効果を十分に発揮させ、地域農業の振興を図り、もって地域住民の福祉の向上を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 地下水 地下を流れ、又は地下に滞水し、地下水面を形成する水をいう。
- (2) 地下ダム 地下水の流れを堰き止め貯留する目的で、地下に構築した堤体(止水壁)及び貯留した地下水を利用、管理するための施設をいう。
- (3) 地下ダム流域 地下ダムへの地下水を涵養する流域をいう。
- (4) 地下ダム貯留域 地下ダムに地下水が満水状態に貯留されている区域をいう。
- (5) 地下水保全区域 地下ダム流域及び地下ダム貯留域をいう。

(水利用計画)

第3条 地下ダムに係る水利用計画は、県営土地改良事業計画書に基づき行うものとする。

(許可及び届出)

第4条 地下水保全区域内の地下ダム貯留域内において、新規の取水施設(以下「施設」という。)により地下水を取水しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 地下水保全区域内において、既に施設によって地下水を取水している者は、市長へ届け出なければならない。

3 新規の施設により一定規模以下の地下水を取水する場合は、第1項の届出にかかわらず、市長の裁量によるものとする。

(変更の許可及び届出)

第5条 前条第1項の許可を受けた者が許可内容を変更しようとする場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときには、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 取水能力が増えた場合
 - (2) 取水期間が延びる場合
 - (3) 取水量が増える場合
- 2 変更の内容が前項各号のいずれにも該当しないとき(住所若しくは氏名に変更があったときを含む。)、又は地下水取水を中止したときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。
- 3 前条第2項の届出をした者が届出の内容を変更(住所、氏名の変更及び地下水取水の中止を含む。)しようとするときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

(国・地方公共団体等についての適用)

第6条 国の機関又は地方公共団体(以下「国等」という。)が行う行為については、当該国等の長と市長との協議が成立することをもって第4条第1項又は前条第1項の許可があったものとみなし、当該国等から市長へ通知することをもって前条第2項若しくは第3項の届出があったものとみなす。

(許可基準)

第7条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る地下水の取水が当該事業計画の遂行に支障をきたすと認めたときは、当該申請を許可してはならない。

2 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の許可申請があった場合は、与勝地域地下水保護管理審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

(許可の条件)

第8条 市長は、第4条第1項又は第5条第1項の許可については条件を付することができる。

2 前項の条件は、第3条水利用計画に係るものに限る。

(許可、届出の承継)

第9条 第4条第1項の許可若しくは第2項の届出又は第5条第1項の許可及び第3項の届出により地下水を取水している者からその施設を譲り受け、又は借り受けて地下水を取水する者は、その許可又は届出に係る地下水取水者の地位を承継するものとする。

2 前項の規定により地下水取水者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市長へ通知しなければならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、第4条第1項の許可を受けて地下水を取水している者が、第5条第1項の規定により許可を受けなければならない事項の許可を受けないで行ったとき、又は第8条第1項の許可の条件に違反したときは、第4条第1項若しくは第5条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて地下水を取水することを停止すべき旨を命ずることができる。

(緊急措置)

第11条 市長は、地下水の減少又は地下水の汚染により、地下水の保全を図るため緊急の必要があると認められるときは、地下水の取水者に対し、相当の期限を定めて地下水の取水を制限すべき旨を命ずることができる。

2 市長は、前項の地下水取水制限を行うときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(地下水汚染)

第12条 市長は、地下水の水質を悪化させるおそれのある行為を行う者に対し、地下水の水質保全に必要な措置を命ずることができる。

(審議機関)

第13条 この条例によりその権限に属した事項及び市長の諮問に応じ、地下水に関する許可調査を審議会に諮るものとする。

2 審議会は、前項の規定する事項に関し、市長に意見を申し出ることができる。

(審議会の設置)

第14条 審議会は、関係機関を代表する者、関係団体を代表する者及び地下水に関し学識経験を有する者をもって設置する。

2 委員は、非常勤とする。

(土地等への立入調査)

第15条 市長は、施設及びその運営状況を調査する必要があるときは、当該職員に他人の土地又は施設に立ち入りさせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員に他人の土地又は施設に立入調査させようとするときは、立入り3日前までに、その旨を土地又は施設の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により、他人の土地又は施設に立入調査する当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 市長は、第1項の立入りによって損失が生じた場合、損失を受けた者に対しこれを補償しなければならない。

5 土地又は施設の占有者は、正当な理由がなければ第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(施設等への立入検査)

第16条 市長は、必要に応じて当該職員を施設に立ち入らせ、施設及びその他の物件を検査させることができる。

2 前条第3項から第5項までの規定は、前項の立入検査に準用する。

(報告)

第17条 市長は、必要に応じて地下水の取水者に対し、施設の構造、使用の状況及び地下水取水量に関し報告させることができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の許可を受けず地下水を取水した者
- (2) 第5条第1項の許可を受けずに、許可に係る地下水取水量以上の地下水を取水した者
- (3) 第10条の規定による命令に違反した者
- (4) 第11条第1項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者に対し、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第2項又は第5条第2項若しくは第3項の規定による届出及び第9条第2項の規定による通知をせず、又は虚偽の届出、通知をした者
- (2) 第12条の規定による命令に違反した者
- (3) 第15条第5項(第16条において準用する場合を含む。)の規定による立入調査及び検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の与勝地域地下ダムに係る地下水保護管理条例(平成11年勝連町条例第7号)又は与勝地域地下ダムに係る地下水保護管理条例(平成11年与那城町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行の日から地下ダムが供用されるまでの期間については、附則別表第1から附則別表第8までに掲げる区域を地下水保全区域とみなし運用していくものとする。

附則別表第1(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 許可を要する区域

大字名 小字名及び地番

字平安名 東原(300～447)、西原(448～656—4)、後原(657～897)、高畠(898～1080)、横森(1081～1214)、阿富堂(1215～1421—2)、阿富堂(1215～1421—2)、国場堂(1422～1538、1543～1666、1670～1672、1676—1～1718)、大田(1791—1～1795—2、1798～1799—9)、宇江城(2117～2124、2160～2186、2233～2235、2278～2313、2333—1～2339—3)、美里平(2340—1～2351、2429～2536、2615～2693—2)、奥武(2694～2758—1、2792～2793、2816～2818、2822～2836、2846、2852～2927—2)、前原(2928—1～3104)、比納(3105～3146、3151、3158—1～3159、3161、3220～3255、3258～3261)

字内間 後原(943～944、947—1～982)、前原(983～1002、1012～1015、1029～1153—2)、玉作(1154—1～1303)、池榎ノ下(1304～1389)、赤又(1390～1587)、美底(1588—1～1603—1、1605～1672、1678—1～1687、1693～1747)、賀真の前(1748～1931)

附則別表第2(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 許可を要する区域

大字名 小字名及び地番

字内間 大賀平(1932～1976、1996、2003、2006—2～2041—2、2043—1～2043—2、2045—1～2046、2048～2052—1)、仲間屋(2235～2236—1、2238—1～2286—1、2291—2～2470、2473)

字平敷屋 美津久(488～499、508～509、511～512)

附則別表第3(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 届出を要する区域

大字名 小字名及び地番

字南風原 上原(3493～3656—2)

字平安名 仲田(209—1～209—5、210—2～211、213～217、219)、後原(664～689、693～696—1、699—1～701、703～759、797—1、797—2、799～801、804—1～806—1、808～809、822、826～893)、高畠(911～916、931～934、943～947、972～1002—1、1002—3～1008、1009—2、1010—2～1015)、国場堂(1530～1533、1537～1543、1544～1547、1663～1670、1672～1676—2、1704、1706、1752)、大田(1753～1791—2、1795～1919)、仲伊地(1920～2105—1)、宇江城(2108～2118、2124～2160、2181～2184、2186～2196、2197—2、2199～2280、2310～2334—1)、美里平(2347、2350～2429、2531～2615)、奥武(2758—1～2815、2819～2821、2829～2855—2、2863～2865、2873、比納(3146～3158—2、3161～3221、3254～3260、3261～3289)

附則別表第4(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 届出を要する区域

大字名 小字名及び地番

字平安名 幸地原(3290—1～3290—2、3290—5～3290—6、3337—1、3337—3～3337—4、3343～3350)阿喜溝(3487、3574—1～3574—2、3585～3586)、此殿(3669、3682、3683—1～3683—2、3753、3754—2、3757—2、3758—2、3758—3、3758—5、3760—2～3760—3、3880)、嘉慶奈久(3882～3883、3888～3893、3894、3895～3896—1、4048～4051)

字内間 後原(865—1～902、905～944)、興武田(768～771、779～780、797、800～824)、前原(1001—2～1030、1037～1039、1045)、大賀平(1954～1957、1973、1975～1978、1980～2007、2019、2025～2026、2041—1～2046、2052—1～2142)、仲間屋(2143～2238—1、2286—1～2298—2、2470～2570)、唐橋(2571、2575)

附則別表第5(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 届出を要する区域

大字名 小字名及び地番

字平敷屋 美津久(453—1～458、512、515～517、519—1～519—2、527～581—3)、平原(582—1、587—1～590、593—688、696～780)

附則別表第6(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 許可を要する区域

大字名 小字名及び地番

与那城 前原(2～5—4、43～49—1、50—1～96—2)高嶺(97～115—3、115—5～118—2、119—1、127—1～180、183、187～188—1、191—2～193、196～225、266～279、286—1～289)

安勢理 紙屋(360、362～363、365、383、385～391、395～396、403～449、458～479、482～483、491～497、503～505)

附則別表第7(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 届出を要する区域

大字名 小字名及び地番

与那城 前原(1～21、25—1～50—3)高嶺(114—3～115—1、115—3～115—5、118—2～127—4、129～130、132～133、176～177、223～267、278—2～295)

西原 上原(1—3～129—2)西原(150—1～151—4、152—4～152—5、169—2～169—3、171—3、191—1～201、201—5、205—3、207—2～210)幸原(640—1～645—2、649—4～666)深佐久(667～716—4、718—1、719—2～722、723—1、726—1～726—4、728—1、728—3～728—4、730—1～730—2、730—7、730—10、731—5～731—6、732～739、812～817—1、824、829—1～834—4、834—6、841、844)東原(961—1～961—5、965～966、968—1～969、972～977、981—1～1042—1)

附則別表第8(附則第4項関係)

地下水保全区域

1 届出を要する区域

大字名 小字名及び地番

安勢理 前田(19、35、113、116～119、122—1～122—2、124—1、124—3～125—1、127～192、234—1～238、241～249、275～284、301～303、307—1～334—1、337)紙屋(450～457、480—1～481、484～490、498～502、506—8、513～514)